

自主避難所の開設について

台風が接近した時など、町では避難勧告発令前に災害発生に備え自主避難所を開設します。

自主避難所開設時は、防災無線等でお知らせします。

避難勧告が出されていないなくても、危険を感じたら自主的に避難をするなど早めの行動が身を守ることになります。



※自主避難所へ避難する前に、必ず役場総務課に確認してください。

自主避難所		
名称	住所	電話番号
総合保健福祉センター「里楽」	津野町姫野々431-1	55-2151
役場西庁舎 福祉交流センター	津野町力石2870	62-2311

お問い合わせ先：総務課 危機管理 ☎55-2311

「第23回クリーン新莊川」 ご協力 ありがとうございました！

7月2日(日)津野町、須崎市で構成する「ふるさと新莊川清流保全協議会」の呼びかけで、「第23回クリーン新莊川」が行われました。津野町では町内各種団体をはじめ、各地区より約360名の方に参加いただき、新莊川沿いのごみ拾いや草刈り、河川公園の清掃を行いました。

みなさまのご協力により、新莊川流域がきれいになったことをお礼申し上げます。今後とも河川の美化、環境保全のため、ご協力をよろしく願います。

(産業課)



(作業のようす)

犬・猫の飼い方について

■犬の飼い方

犬は原則リードにつないで飼うか、檻に入れて飼うことがルールとなっています。

散歩中のフンは持ちかえることや犬の放し飼いはしないようマナーを守って飼うようにしましょう。

■猫の飼い方

交通事故や失踪、感染症、望まない妊娠、フンの後始末などご近所トラブルなどを防ぐため、屋内で飼うようにしましょう。

◇飼い犬・飼い猫の引き取り廃止について◇

「動物愛護及び管理に関する法律」が改正され、平成28年4月以降、都道府県、市町村等における飼い犬・飼い猫の引き取り窓口が廃止となっておりますやむを得ず、引き取りを希望される方は福祉保健所へご相談ください。

また、動物の飼い主には、終生飼養の責任があることが、法律上明確にされ、愛玩動物を遺棄、虐待した場合には以下のような罰則があります。

※遺棄した場合には、10万円以下の罰金

※虐待した場合には、2年以下の懲役または200万円以下の罰金

みんなが暮らしやすくなるように、

マナーをきちんと守りましょう

(相談窓口)須崎福祉保健所衛生環境課

0889-4211999

(産業課)

